

議案第48号

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更
上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

工 期 議決工期 令和9年10月15日

変更工期 令和11年4月27日

理 由

施工者から、引越し期間における作業制限の認識不足、検査工程の認識不足及び応札時の施工計画の見誤りを理由とした工期延伸の申出をうけたことから、区として、工程検証委員会での検証や延伸工期短縮の詳細検討等を実施し、延伸期間を確定したため。